

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月26日(水)14時00分～16時25分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一

(欠員1人)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
—————	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について
議案第39号 非農地証明申請について

審議事項(2) 尾道農業振興地域整備計画変更の意見について

第3 議案(報告事項)

報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について
報告第34号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて
報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第36号 農地改良届出による通知について
報告第37号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

西田 弘子 中司 真吾

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>まず、最初の総会でございますので、農業委員、推進委員及び事務局職員の自己紹介をお願いします。</p> <p>（農業委員、推進委員、事務局職員 自己紹介）</p> <p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は1番・松浦徳和委員、2番・上峠数博委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第35号、申請番号69番から82番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号69番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で494.55㎡です。 譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は自宅の隣接農地を自己所有にするためです。 当該農地では、じゃがいも、枝豆、トウモロコシなどの野菜を作る申請となっております。 この申請については、7月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号70番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大田の1筆、現況地目は畑、面積は357㎡です。 譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では、柑橘類を作る申請となっております。 この申請については、7月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号71番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町市及び貝ヶ原の合計9筆、現況地目は田及び畑、面積は合計で1,544.91㎡です。 なお、譲受人は農地取得と同時に空き家も購入し、隣接する当該農地で米や野菜を作り、自家消費する申請となっております。 この申請については、7月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号72番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は因島土生町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で482㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では野菜、柑橘類を作り、自家消費する申請となっております。 この申請については、7月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号73番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は571㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では柑橘類を作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、7月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号74番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島外浦町の1筆、現況地目は畑、面積は156㎡です。
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、うめ、レモン、そら豆などを作り、自家消費をする申請となっております。
この申請については、7月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号75番・76番は関連案件のため、一括して説明いたします。
権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の合計2筆、現況地目はいずれも畑、面積は合計で498㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小及び農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、スイカ・さつまいも・トウモロコシなどを作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、7月7日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号77番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で287㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、野菜、柑橘類を作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、7月7日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号78番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は畑、面積は合計で950㎡です。
譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では柑橘類を作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、7月7日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号79番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は1,277㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、7月7日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号80番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町福田の1筆、現況地目は畑、面積は2,291㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、7月7日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号81番・82番は関連案件のため、一括して説明いたします。
権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町高根の合計2筆、現況地目はいずれも畑、面積は合計で984㎡です。
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能で農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。

なお、譲受人は、それぞれ空き家を購入してセカンドハウスの的に使用し、隣接する当該農地で花と野菜を作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、7月7日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号69番から82番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号69番から82番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第36号、申請番号11番を議案書をもとに説明)

申請番号11番、所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、1535㎡の内567㎡の一部転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

転用目的は駐車場用地で、駐車場15区画です。

申請人は、この度、自身の土地の一部を使用し、駐車場として利用したいというものです。

今回の申請につきましては、許可なく転用が行われていたため、地元の委員活動により違反転用を発見し、是正指導を行い、顛末書を添付され申請されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号11番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第37号、申請番号62番から80番を議案書をもとに説明)

申請番号62番及び63番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して、ご説明いたします。

申請内容は、ともに、売買による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町三成の全4筆、地目は田、農振農用地区域外、太陽光発電設備、全2か所の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種と考えられます。

申請番号62番が1筆832㎡、申請番号63番が3筆898㎡で、どちらも転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル162枚、発電量49.5kwが計画されています。
譲受人は大阪市に本店を置く売電事業を営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

申請番号62番と63番の申請については、7月10日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いの下、現地調査を行いました。

申請番号64番及び65番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。
申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。
所在は御調町菅及び本の全5筆、地目は田、農振農用地区域外、太陽光発電設備全2か所の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
申請番号64番が、菅の全2筆、合計1,539㎡、パネル枚数180枚、発電量49.5kw、申請番号65番が、本の全3筆、合計2,377㎡、180枚、49.5kwが計画されています。
譲受人は東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

申請番号66番～71番の計6件につきましても、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。
申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。
所在は御調町岩根の全8筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、太陽光発電設備、全6基の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

66番の設備①が1筆のうちの一部で、715㎡にパネル枚数180枚、67番の設備②が設備①の残地となる694㎡にパネル180枚、68番の設備③が1筆で867㎡にパネル180枚、69番の設備④が全5筆で合計918㎡にパネル180枚、70番の設備⑤が設備④の地番23-1と25-1の残地の合計856㎡にパネル180枚、71番の設備⑥が1筆で878㎡にパネル172枚で、発電量は全て49.5kwが転用計画されています。

譲受人は、東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

なお本件は、隣接する地域での転用面積の合計が3,000㎡を超える規模の大きい転用案件として、広島県の指定を受けた諮問機関であります一般社団法人広島県農業会議に意見聴取することとなります。

請番号72番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町貝ヶ原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、786㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル184枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は山口県に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

64番～72番の申請については、7月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号73番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向東町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、389㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は宅地拡張で、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は尾道市内に本店を置く不動産業を営む法人で、この度、隣接する宅地と空き家となっている住宅を同時に取得し、賃貸住宅の駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、申請地の一部に既存建築物があることから、申請に際しては顛末書が添付されています。

申請番号74番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、207㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積94.71㎡、駐車場、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

なお、関係する他の法律として、都市計画法に基づく建築許可が込みこまれており、他法令との同時許可となる案件でございます。

申請番号75番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向東町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計2,566㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は分譲住宅用地で、住宅11区画、各駐車場及び合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、向島町内に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地11区画を販売したいというもので、こちらも、関係する他の法律として、都市計画法に基づく開発許可が見込まれております。

本件は、建築条件付きの分譲住宅用地への転用事案ですが、この条件付きについては、これまで土地の造成のみを目的とした転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正により、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内に（おおむね3ヶ月）土地の売買契約を交わすことや分譲地の全てを販売することができないと判断した場合は、残地に転用事業者が自ら住宅を建設することなどの条件を付することにより分譲住宅用地として転用が認められるようになったものがございます。

73番～75番の申請については、7月4日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号76番～79番の申請につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、76・77・78番が売買による所有権の移転で、79番が賃貸借による権利の設定です。

所在は向東町の全6筆、（備考欄に併用地について記載しておりますが、この後の事業計画変更にて説明いたします）地目は畑、農振農用地区域外、合計1,616㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル800枚、発電量249kwが計画されています。

譲受人及び借受人は、福山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件は経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象となっており、発電事業の認定を受けた事業となっております。

この申請については、7月4日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号80番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、合計56㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は宅地拡張で、駐車場が計画されています。

譲受人は申請地の近隣に居住しておりますが、駐車場が不足していることから申請地を取得し、自家用駐車場として利用したいというものです。

この申請については、7月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光発電設備の案件につきましては、これまで、設備設置後に、周辺農地などへの雨水の流出や、光の反射・日照等による周辺環境への影響が懸念されることから、令和2年8月、尾道市農業委員会として「発電設備の設置に関するガイドライン」を制定いたしました。

これにより、転用事業者が現地立ち合いを求め、排水計画についての指導や、周辺地権者に対して事業説明を行い、設備の設置に係る同意書を求めることとしております。

今回の太陽光発電案件においても、申請地に隣接する農地や住宅があることから、農地所有者等に対し、申請人により事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、農地所有者や住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号62番から80番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

また、申請番号66番から71番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

次に、議案第38号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第38号、農地法第5条の許可事業変更申請について、ご説明いたします。

(議案第38号、申請番号2番を議案書をもとに説明)

申請番号2番、所在は向東町の1筆で、地目は介在畑で、面積は1,292㎡です。

本件は、当初の転用目的でありました「資材置場用地」から「太陽光発電設備」へ目的を変更したいというものです。

申請地は、令和3年7月26日付けで資材置場の目的により、農地法第5条の転用許可を受け、同年8月に申請人が取得いたしました。

当初は土木事業用の資材置場として利用予定でありましたが、進入路が狭く、大型資材の搬入出が困難であることから、資材置場としての利用が困難となったため、利用目的を再考し、太陽光発電設備に変更したいというものです。

なお、本件は、先ほど農地法第5条許可申請でご審議いただきました、申請番号76～79番の併用地となっており、隣接する6筆の農地と併せて、太陽光パネル800枚、発電量249kwが計画されております。

この申請については、7月4日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員が、申請人立会いのもと現地調査を行いました。

現地は単管の組み立てなど、既に設置の作業にかかっていると見受けられたため、顛末書の提出を求め、本件の承認がなされるまでは、作業を中止するよう指導しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

15番委員

令和3年資材置場の時も、間口が狭いので、絶対資材の搬入は無理だと、再度言ったんですけれど、前の申請者の方が小さいトラックで出入りするので大丈夫だと言われましたので、許可しましたが、今回行ったら、もう太陽光の設備があつて、発電する蓄電器まで、電力会社から引いてもらうような設備まで導入していました。

立会の方に言ったんですけれど、前の申請者がしたことで、自分は事情は分かりませんと言われました。

最近、顛末書の案件がすごく多くなって本当に困っています。勝手に盛土をして、後ですいませんでした、というのが多い。

先ほどの向島町の駐車場の申請についても、みかん畑だったが、カフェを運営されている所有者が、駐車場にしていました。見回りをするとき、あそこは畑だったのにな、と思うところはある程度注意して見ていて、駐車場になっていたのも、その方に農転を出してもらえませんか、と伝えました。皆さんも農地を回るときに、気付いたら伝えていただけたらなと思います。

うちの方にも1件、今も盛土をされているところがあつて、地主の方に行ったら、受けている方に言ってもらえないかと。こちらからは言いにくいので、事務局に頼んで問い合わせをしてもらっています。ということで、盛土をされているところがあつたら、少し気を付けていただければと思います。

議長

事務局から何かありますか。

事務局

盛土に関しては、農地を使いやすくするための盛土であったり、住宅とか転用目的の作業開始のための盛土だったり、いろいろなケースがあると思います。もし、そのようなものを見た場合には、事務局の方に知らせて頂いて、手続きがとれているかどうかを確認します。手続きがとれていなければ、是正指導をしていきますので、事務局にご連絡をお願いします。

議長

他にありませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

次に、議案第39号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第39号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第39号、申請番号24番から29番までを議案書をもとに説明)

申請番号24番、浦崎町の1筆、現況地目は山林、面積は76㎡です。

利用状況は、申請者の父が昭和50年に相続する前から耕作されておらず、現在は雑木が繁茂している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、7月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号25番、御調町野間の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて606㎡です。

利用状況は、110-6は大正2年頃に住居を、110-7は昭和29年ごろに離れを建築し、以後は宅地として一体的に利用している状況です。現状で110-7の方には離れはすでになく、現在はバラスを引いて宅地と一体利用しています。

申請農地は農振農用地区域外ですが、平成17年に土地改良事業による換地処分を受けた農地のため第1種農地に分類されますが、非農用地設定されていた土地です。都市計画区域外です。

この申請については、7月5日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号26番、向島町の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて、1,514㎡です。

利用状況は、平成2年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。

この申請については、7月4日、中司委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号27番、因島田熊町の1筆、現況地目は宅地、面積は59㎡です。

利用状況は、申請地の隣地に昭和55年に建物を建築し、一体で利用されている状況です。

農振区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

申請番号28番、因島大浜町の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて422.57㎡です。

利用状況は、昭和30年頃に建物が建築され、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き土地計画区域、用途地域外です。

申請番号27番、28番については、7月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号29番、瀬戸田町高根の1筆、現況地目は境内地、面積は257㎡です。

利用状況は、申請者の父の前の住職が本申請地を所有していた昭和の終わりごろには、境内地として一体で利用している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、7月7日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、境内地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号24番から29番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「尾道農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

農業振興地域整備計画の運用にご協力いただき、ありがとうございます。本日、変更(案)について、担当者から説明しますので、よろしくをお願いします。

それでは、尾道農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

今回は除外1件、一筆となります。吉和町の農地1,017㎡のうち0.91㎡を携帯電話基地局の設置のために除外するものです。

農振法施行令第8条第4号農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地、施行規則第4条公益性が特に高いと認められる設備の整備に該当することによる除外です。以上除外1件です。

尾道農業振興地域整備計画書の変更箇所を示したものを添付させていただいております。赤字になっているところが変更箇所ですが、今回は主に国勢調査が令和2年に行われた結果を反映させており、統計値を最新のものにさせていただきました。その他、除外地番について変更しています。

事前に質問があったことについて、計画の中の「②自然条件」のところ、「沿岸部(尾道市)」となっているが、今全部尾道市なのでおかしいのではという指摘があり、次回以降で検討させていただきます。また、面積について、今回除外が0.91㎡だが、計画の中では面積の差が0.91㎡より大きいので合わないという指摘がありましたが、これについても統計数字を平成28年以降変更していなかったため、今回最新ののものにしたところ、大きな差が出てしまいました。

また、「軟弱野菜」という表現について、あまり聞いたことがないという質問がありましたが、軟弱野菜というのは葉物野菜、ホウレンソウや小松菜等を示します。

以上が、尾道農業振興地域整備計画の変更(案)となります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

5番委員

「軟弱野菜」の表現は変えるのか？

農林水産課職員

特に変える予定はないです。

<p>5番委員 議 長</p>	<p>このままの表現で良いと思う。</p> <p>他に意見、質問等ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>尾道農業振興地域整備計画の変更については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。 農林水産課の方、ご苦労様でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第31号から第37号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
<p>各委員 議 長 事務局 議 長 事務局 議 長 副会長</p>	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p> <p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p> <p>(その他・連絡事項について説明)</p> <p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p> <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。</p>